

「普段使い型 I C T」の試行に関する特記仕様書

本工事は「普段使い型 I C T」の試行対象工事である。

「普段使い型 I C T」とは「I C T活用工事」の導入段階の取組であり、起工測量から出来形管理までの一連の作業のうち一部で I C T機器等を活用し、その効果や活用方法の習得を図るものである。

受注者は、施工計画書作成前に「普段使い型 I C T」の実施有無及び内容について、打合せ簿により監督員と協議を行うこと。

取組にあたっては、「普段使い型 I C T」試行実施要領によることとし、試行実施要領の電子データは、新潟県ホームページから入手すること。

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1356857563025.html>)

協議のうえ、採用が決定した I C T機器等の費用（損料相当額）については、設計変更で技術管理費に計上することとする。

ただし、受注者から見積の提出がない場合は、費用計上しない。

「I C T活用工事（受注者希望型）」を実施する場合は本取組の対象外とする。